

2023年9月

お客様各位

遠軽信用金庫

インボイス制度開始に伴う当金庫の対応について

平素は、当金庫をご利用いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、2023年10月1日から開始される適格請求書等保存方式（インボイス制度）につきまして、当金庫の「適格請求書発行事業者登録番号」及び対応について、下記のとおり、お知らせいたします。

なお、国税庁の「インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト」におきましても当金庫の「適格請求書発行事業者登録番号」をご確認いただけます。

今後とも当金庫への変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 適格請求書発行事業者登録番号

遠軽信用金庫：T2460305001050

2. 公表サイト

国税庁「インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト」

<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp>

3. インボイス制度について

インボイス制度の詳細につきましては、以下の国税庁「消費税 インボイス制度特設サイト」をご参考ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

4. 営業店窓口等でお支払いいただく手数料について

(1) 手数料受取書の発行について

営業店窓口等で、現金、小切手、払戻請求書等により各種手数料をお支払いいただいた場合は、インボイスの要件を満たした「手数料受取書」を発行いたします。

(2) 振込手数料について

営業店窓口等で、当金庫所定の振込依頼書をご利用して、お振込みいただいた場合は、複写式の「手数料受取書」が振込手数料のインボイスとなります。

5. 自動振替等でお支払いいただいている手数料について

預金口座より自動振替でお支払いいただいている手数料につきましては、インボイスの要件を満たした、「インボイス管理票」等をお客様が希望する発行方法及び期間で作成のうえ発行いたしますので、当金庫所定の様式「インボイス発行・解除依頼書」に必要事項をご記入のうえご提出ください。

注1、「インボイス発行・解除依頼書」は、[こちら](#)から取得願います。

注2、発行方法は、店頭での交付、郵送又はメールといたします。

注3、ご指定可能期間は、2023年10月1日以降で、「インボイス発行依頼日の1年2か月前からインボイス発行依頼日の前月まで」の間に1か月以上、1か月単位で最長1年となっていますのでご注意ください。

注4、郵送につきましては、1か月毎、3か月毎、6か月毎又は12か月毎から、選択していただき、「手数料のお知らせ」を郵送させていただきます。

6. 口座振替・窓口収納のご契約に係る手数料について

当金庫と収納企業様との口座振替契約・窓口収納契約に基づき、お支払いいただいている手数料につきましては、請求明細・収納票等の授受方法や手数料のお支払い方法等に応じて、当金庫又は当金庫の委託先がインボイスを作成し、郵送又はメール等により収納企業様へ交付いたします。

7. 自動機（ATM及び両替機）利用手数料について

自動機（ATM及び両替機）利用手数料につきましては、インボイスの交付義務が免除される特例の対象となりますのでインボイスは発行いたしません。お客様が一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となっております。

なお、詳細につきましては、国税庁HP（インボイス制度に関するQ&A）やインボイスコールセンターでご確認ください。

8. インボイスの重複発行について

当金庫が発行する「インボイス管理票」や「手数料のお知らせ」等のインボイスにつきましては、発行する期間や時期が異なる理由により、発行済みのインボイスと重複する場合がございます。

つきましては、実際にお支払いになられた「領収証」や「取引明細」等とご確認いただきますようお願いいたします。

～ご不明な点がございましたら当金庫お取引店までお問い合わせください。～

以 上